

議案第 4 号

岩倉市教育環境整備基金条例の制定について

岩倉市教育環境整備基金条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市教育環境整備基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、岩倉市教育環境整備基金（以下「基金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、市立の小学校及び中学校における教育環境の整備のため基金を設置する。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる金額は、岩倉市一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に替えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、岩倉市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間等を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、市立の小学校及び中学校における教育環境の整備のための財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(雑則)

第8条 この条例で定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。